

「三重県版タイムライン」の修正案について

本県では、発災前から予測できる風水害である台風に対し、事前対策として被害の最小化へつなげるため、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理した「三重県版タイムライン」を策定し、平成30年4月から本格運用を開始しているところです。

このたび、本年度接近した台風に対し三重県版タイムラインを運用した教訓等を反映し、三重県版タイムラインの充実を図る必要が生じたので、以下のとおり修正を行います。

1 停電に備えた対応

- ・行動項目に停電に備えた電力会社との情報共有や調整に関する行動を追加

今年度本県に接近した台風により、大規模な停電が発生し、県民生活や県・市町の災害対策活動に支障をきたしたことから追加。

【総括部隊】

箇所	旧	新
TL 2 No. 3 3	(新設)	<u>電力会社と停電時の対応等の情報共有</u>
TL 3 No. 5 6	(新設)	<u>電力会社と停電対応や復旧方針の調整</u>
TL 4 No. 8 1		
TL 5 No. 1 1 1		

2 ダム操作時の行動について

- ・行動項目に異常洪水時防災操作時の行動を追加

平成30年7月豪雨でダム操作に関わる情報が住民の避難行動につながらない状況が発生したため追加。

【総括部隊】

箇所	旧	新
TL 3 No. 5 5	(新設)	<u>ダムの異常洪水時防災操作の実施時における避難判断情報の確認</u>
TL 4 No. 8 0		
TL 5 No. 1 1 0		

【社会基盤対策部隊】

箇所	旧	新
TL 3 No. 3 3	(新設)	<u>ダムの異常洪水時防災操作の実施時における避難判断情報（水位情報）の市町への提供</u> <u>※県災害対策本部（総括部隊）への情報提供</u>
TL 4 No. 4 8		
TL 5 No. 7 4		

3 その他

- ・行動項目「災害救助法の適用判断」の運用主体の変更

【総括部隊】

箇所	旧	新
TL 5 No. 1 3 2	総括班「○」	総括班「◎」

【保健医療部隊】

箇所	旧	新
TL 5 No. 5 5	災害救助法の適用判断	<u>(削除)</u>

- ・行動項目「物資拠点の備蓄および調達物資の在庫確認、全体数量把握」の運用主体の変更

【救援物資部隊】

箇所	旧	新
TL 5 No. 3 6	物資支援班「◎」 物資活動班「○」	物資支援班「○」 物資活動班「◎」

- ・語句の修正

【総括部隊】

箇所	旧	新
TL 3 No. 5 4	河川情報ホットライン実施の情報共有	河川情報ホットライン実施の情報確認
TL 4 No. 7 9		

【社会基盤対策部隊】

箇所	旧	新
TL 2 No. 19	上水道・工業用水道・発電所施設 (県管理) の台風接近前対策	<u>水道</u> ・工業用水道・発電所施設 (県管理) の台風接近前対策
TL 4 No. 60	水道施設 (上水道・工業用水道) にかかる応急対策	<u>水道</u> ・工業用水道・発電所施設 (県管理) にかかる応急対策
TL 5 No. 87		

箇所	旧	新
TL 3 No. 41	ホットラインによる市町への情報提供および県災害対策本部 (総括部隊) との情報共有	ホットラインによる市町への情報提供 ※ <u>県災害対策本部 (総括部隊) への情報提供</u>
TL 4 No. 67		
TL 5 No. 96		

・想定される状況等 (自然現象や気象情報等) の追加

【すべての部隊】

箇所	旧	新
TL 4	(新設)	<u>記録的短時間大雨情報</u>